

一般財団法人 愛知体操協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人愛知体操協会と称する。

英文の表記は 「Aichi Gymnastics Association」とし、略称を「AGA」とする。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県における体操界を統轄し、代表する団体として体操競技、新体操、トランポリン、一般体操の普及振興を図り、もって県民各層の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため以下各号に掲げる事業を行う。

- (1) 愛知県内における体操競技、新体操、トランポリン、一般体操団体の強化発展及び相互の連携融和促進事業
- (2) 健全なスポーツ観及びフェアプレイ精神の啓発事業
- (3) 選手、審判員及び役員の登録事業、並びに体操競技、新体操、トランポリン及び一般体操の合理的普及事業
- (4) 各種競技会の開催及び愛知県選手権の確立のための事業
- (5) 国民体育大会等への選手等の派遣事業
- (6) 体操競技、新体操、トランポリン、一般体操の指導者養成事業及びその連携促進事業
- (7) 各種の発表会、講習会、研修会等の開催
- (8) 体操競技、新体操、トランポリン、一般体操のクラブ、愛好者団体等の創設促進事業、並びに優良団体及び個人の表彰
- (9) 当該年度における優秀選手の認定
- (10) 刊行物の発行事業
- (11) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とする。第6条の拠出する財産金300万円は、これを基本財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の拠出及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 事務所 名古屋市北区清水五丁目10番5号
チケンサンプラザ201

団体名 愛知体操協会

代表者 会長 豊島半七

拠出する財産 金 300万円

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例評議員会に提出し、(1)及び(2)の書類についてはその内容を報告し、(3)から(6)までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織・事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするとき及び資金の借入をしようとするとき(その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。)は、評議員会の承認を得なければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員3名以上を置く。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事、使用人を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと
 - (2) 過去に(1)に規定する者となつたことがないこと
 - (3) (1)又は(2)に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）でないこと
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ外部委員が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員定数が欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員であること
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員には理事の親族その他特別な関係がある者の合計数、又は評議員の親族その他特別な関係がある者の合計数が、評議員数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事の親族その他特別な関係がある者が含まれてはならない。

（評議員会議長）

第15条 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

- 2 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選出する。
- 3 評議員会の議事進行は、評議員会議長が行う。ただし評議員会議長に事故があるとき、又は欠けたときは、これに代わる評議員会議長を評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、

新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、前項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるところにより、当該評議員の職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書（附属明細書を含む）並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 長期借入金の承認
- (7) 重要な財産の処分又は譲り受けの承認
- (8) 基本財産の処分、担保提供又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法（電子メール等）により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受けの承認
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分、担保提供又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、会議に出席した評議員会議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員配置)

第26条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上 35名以下

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名及び常務理事若干名を業務執行理事とする。

(役員選任)

第27条 この法人に役員選考委員会を置く。

2 役員選考委員会は、副会長、理事長、副理事長及び事務局長をもって構成する。

3 役員選考委員会は会長の諮問に応じて開催し、選任案を会長に答申する。

4 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

5 会長・副会長・理事長は理事の互選により選出する。

6 副理事長、事務局長及び常務理事は、理事長が理事中から選出し、理事会の承認を経て定める。

7 役員選考委員会の運営細則は別に定める。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告並びにこれらの附属書類について監査すること

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令・定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること、ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、この行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第26条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員に対する報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分、担保提供及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための、体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（招集）

第36条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が理事会に出席できないときは当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

（定足数）

第38条 理事会は過半数の理事の出席で成立する。ただし理事が理事会に出席できないときは、当該議事について書面又は電磁的記録をもってあらかじめ意思を表した者は出席とみなす。

（決議）

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第40条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び理事のうちから選出された議事録署名人1名並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 名誉会長・顧問等

（名誉会長）

第43条 この法人に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、この法人に特に大きな功労のあった者の中から理事会で推薦し、評議員会において選任する。名誉会長は、この法人の重要事項について会長に意見を述べることができる。

（顧問）

第44条 顧問は、この法人の会長若しくは副会長であった者、又はこの法人に大きな功労のあった者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

(参与)

第45条 参与は、この法人に功労のあった者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応ずる。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第46条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の議決に基づき、委員会を置くことができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置く。

3 事務局には所要の職員を置くことができる。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 評議員及び役員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 監査報告

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第11章 登録及び資格の喪失

(登録)

第49条 次に掲げる者のうち、この法人の趣旨に賛同する者は、理事会の決議を経て、登録することができる。

(1) 愛知県内の体操競技、新体操、トランポリン及び一般体操の団体

(2) 愛知県内の体操競技、新体操、トランポリン及び一般体操の愛好者

(登録規定)

第50条 この法人への登録は、別に定める「(公財)日本体操協会及び愛知体操協会登録について」に基づき、Web登録により行う。

(資格喪失)

第51条 登録団体及び登録者は、次の事由により、その資格を喪失する。

(1) この法人の登録団体及び登録者としての義務に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき
- (3) 公益財団法人日本体操協会の倫理規定に違反したとき
- (4) 登録料を2年以上滞納したとき

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第53条 この法人は、基本財産の滅失によりこの法人の目的とする事業の成功が不能となったとき、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財団の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、官報により行う。

第14章 附則

(設立時の評議員)

第56条 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 沼田義高 大野外美 鬼頭和代 青木幹三 伊藤 聡

(設立時の役員)

第57条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時 理 事

代表理事 豊島半七

(会長)

設立時 理 事

(副会長) 杉浦幸雄 鈴木雅博

設立時 理 事 丸山洋生 岡田正信 河柳美代子 安福康夫 佐伯孝子 泉 圭一

加藤由美 暮石全光 西村 隼 青山有理 丹羽涼子 後藤雅美

友松恵美 岡崎美穂 磯崎依子 近藤重晃 峯 哲雄 野田義将

大成裕仁 若子雄大 荒井あゆみ 佐藤なつみ 酒井美枝子 加藤 勝

近藤良太 大岩達也

設立時 監 事 近藤賢三 米本かおり

(設立時の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第59条 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立者 事務所 名古屋市北区清水五丁目10番5号

チケンサンプラザ201

団体名 愛知体操協会

代表者 会長 豊島半七

(法令準拠)

第 60 条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(定款の変更)

この定款は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この定款は、令和 5 年 6 月 3 日に一部変更し、同日から施行する。